

派遣型試験実施の判断基準について

派遣型試験の具体的な判断基準は、概ね次のとおりです。

条件 1 近郊の定期試験会場に受検する作業種がない場合

- ① 近郊の範囲は、原則として定期試験会場の隣県までとする。ただし、北海道は、概ね 150 k m の範囲までとする。

条件 2 定期試験会場が遠方であるなど、やむを得ない事情があると当協会が認めた場合

- ① 四国、北陸（石川、富山、新潟）、沖縄は定期試験会場がないことから遠方に該当する。
- ② 近郊に試験会場がない県（対象となる県：青森県、長野県、福井県、長崎県、奈良県、和歌山県）は該当する。
- ③ 北海道で概ね 150 k m を超える地域は該当する。
- ④ 離島・その他の地域で、交通事情等の個別事情があると判断する場合。

条件 3 受検者数が 10 名を超え、かつ実習実施者が適正な試験会場と適正な試験用機械を準備できると当協会が判断した場合

- ① 適正な試験会場、試験用機械の判断は下表による。

派遣型試験の試験コース・試験用機械について（運用基準）

	初 級	専門級	上 級
試験会場	基本的には、正規のコースとするが、やむを得ない場合は、若干の寸法不足等も認める。	概略、正規のコースとする。	正規のコース以外認めない。
試験用機械	基本的には正規のものとするが、これ以外も認める。（※）ただし、使用する試験用機械に起因する採点への配慮はしない。	基本的には正規のものとするが、これ以外も認める。（※）ただし、使用する試験用機械に起因する採点への配慮はしない。	正規のもの以外は認めない。

※ バックホウでバケット容量が山積みで 0.5m³クラス以上のものは認めない。

- ② 適正な試験会場と適正な試験用機械を準備できていない場合は、試験を中止する。

条件 4 再試験等で延長申請に支障があると当協会が判断した場合

- ① 再試験で実習終了日の1ヶ月前までに近郊で定期試験を受検できない場合
- ② 試験結果の通知については、早期対応を考慮する。